

平成27年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第9日（平成27年 3月10日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 田中耕之郎君 | 2番  | 岡本詠君  |
| 3番  | 細川博史君  | 4番  | 前田晃君  |
| 5番  | 浅尾公厚君  | 6番  | 森一美君  |
| 7番  | 小川豊治君  | 8番  | 西原強志君 |
| 9番  | 永野裕夫君  | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君   | 12番 | 武藤清君  |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君  | 局長補佐 | 東博之君  |
| 議事係長   | 池正澄君  | 主事   | 濱田紗和君 |
| 主事     | 岡林貴也君 |      |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |                  |       |
|----------------|-------|------------------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長              | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 黒原一寿君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 野村仁美君 |

|                   |         |                 |         |
|-------------------|---------|-----------------|---------|
| 企画財政課長            | 早川 聡 君  | 総務課長            | 木下 司 君  |
| 危機管理課長            | 横畠 浩治 君 | 消防次長            | 西田 和啓 君 |
| 消防副署長             | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長          | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長            | 徳井 直之 君 | 市民課長            | 岡田 敦浩 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長 | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長       | 横山 周次 君 |
| 産業振興課長            | 二宮 真弓 君 | 産業基盤課長          | 文野 喜文 君 |
| 水道課長              | 田村 和彦 君 | じんけん課長          | 田村 善和 君 |
| しおさい園長            | 中島 東洋 君 | 収納推進課長          | 倉松 克臣 君 |
| 教育長               | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長          | 山本 豊 君  |
| 生涯学習課長            | 中山 優 君  | 教育センター所長<br>補 佐 | 萬 知栄 君  |
| 選挙管理委員会<br>事務局長   | 沖 比呂志 君 | 監査委員事務局長        | 小松 高志 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から、平成27年土佐清水市議会定例会3月会議第9日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の前田 晃です。

早速ですが、通告に従いまして、2点の質問を行います。

まず1つ目は、国民健康保険の資格証明書の交付についての質問です。

国民健康保険制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法25条を医療面で具体化するとともに、国民皆保険制度を実現するものとして、1958年国民健康保険法によって制度化をされました。

国保は、自営業者や失業者など、所得の低い人が多く加入し、もともと国庫補助を前提に成り立っている社会保険制度です。

ところが、自治体への国庫負担の削減と医療費の増加などにより、どの自治体でも国保加入

者の負担が年々重くなり、国保税を払えない世帯が増加しています。2000年の介護保険制度の導入とともに、国保税を滞納すると、その滞納に応じた厳しいペナルティが科せられることになりました。滞納期間が1年未満だと、正規の保険証にかえて有効期間の短い短期被保険者証が交付をされます。そして、滞納期間が1年を過ぎると保険証が取り上げられ、かわりに被保険者資格証明書が発行されます。資格証明書で病院にかかる場合には、病院の窓口で一旦医療費の全額を支払い、あとの申請で7割分が返還されることとなります。

さて、本市の場合は、昨年は大幅に引き上げられた国保税に消費税の負担が重なり、国保世帯にとっては大変厳しい1年となりました。国保税の滞納が懸念される場所ですが、市民課長にお尋ねをいたします。

滞納による短期保険証及び資格証明書の直近の交付実数はどうなっているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） おはようございます。

平成27年2月1日の交付世帯数でお答えさせていただきます。

短期被保険者証は105世帯、178人、被保険者資格証明書は45世帯、77人となっております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 短期保険証が105世帯、資格証明書が45世帯です。

続けて、市民課長にお尋ねをします。

短期保険証及び資格証明書を交付する目的、そしてその要件についてお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

短期被保険者証、資格証明書は、受診を抑制するために交付しているものではなく、真面目に保険料を納付している方との税負担の公平、公正を確保するために、滞納者との接触機会を多く得ることにより、少しでも納税に努めていただくことを目的としております。

また、交付基準であります。平成26年度を例として申し上げますと、短期被保険者証が過年度、24年度以前に滞納がなく、25年度に3期以上の滞納がある方及び過年度に滞納があるが、定期納付がある方となっており、資格証明書は過年度、24年度以前に滞納があつて、納付相談に応じず、定期納付がない方となっております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。

資格証明書の交付につきましては、受診抑制ではない。そして滞納者との接触機会を得て、納税につなげるものだという答弁がありました。

また、要件につきましては、過年度、24年度以前の滞納で、十分な支払い能力があるにもかかわらず、納付相談やそういったものに応じないという方ということであります。

資格証明書の交付については、実は厚生労働省からも納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行うようにという通知が出されています。

そして、失業や病気などの特別の事情がある場合には、滞納があっても、資格証明書の交付から除外されることになっています。

市民課長にお尋ねします。

本市では、その特別の事情の把握をどのように行っていますか。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

国民健康保険被保険者証は、基本的に4月1日から翌年の3月末日までの1カ年が有効期限ですので、2月分までの消込による滞納把握、判定を行い、3月下旬に新年度の被保険者証を送付しております。

資格証明書に該当する方には、納税相談の勧奨案内とあわせて、特別事情に係る届出書及び弁明書を送付し、該当する場合は提出をしていただくようにしております。

送付後の3月下旬から4月中で納税相談等に50人強の方が資格証明書から短期被保険者証、また、短期被保険者証から年間証への切り替えとなっております。

また、年度途中で2カ月ごとの資格判定を行い、新たに資格証明書に該当する方には、特別事情に係る届出書及び弁明書を送付しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 詳しい説明をありがとうございます。

私は、資格証明書については、滞納世帯の特別の事情を把握した後に、交付をされると思っていましたけれども、今の答弁ですと、先に特別事情の届出書などの書類と一緒に資格証明書

を送って、その後、特別事情のある世帯が届出書を提出することで、その状況の把握をしているということのようです。そういうことでよろしいですか。

それでは、市民課長にお尋ねをいたします。

特別事情のこの届出書についてですが、資格証明書の交付世帯からどれくらいの数が提出されているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

平成25年度1年間では11件です。また、26年4月から現在までの提出件数は6件となっております。ただ、同じ方から重複で出てくる場合もありますので、延べ数ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 平成25年度が11件、26年度が6件で、延べの数だというお話でした。

2月1日の資格証明書の交付実数が45世帯ということですから、年間の増減はあると思いますが、45から50世帯中、26年度であれば6件、しかも延べだということであれば、かなり届出書を提出する人は、交付世帯数から見ても少ないのではないかというふうに思います。その届出書を提出する人については、確認はできますけれども、届出書を提出しない世帯、あるいは返事のない世帯の事情が大変気になるところです。

さきの厚労省の通知では、特別の事情を把握するためには、文書だけでなく電話督促や、戸別訪問等の方法により、滞納者との接触を図ることとしております。

市民課長にお尋ねします。

本市では、文書を送付しても返事の返ってこない世帯については、戸別訪問などで接触の機会、直接面談の機会をとっているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

滞納世帯の前年所得や固定資産等につきましては税務課で、また納税交渉の経過につきましては、収納推進課で把握しておりますが、家計状況及び健康状況に関する把握はできていないのが現状でございます。

来庁者とは直接面談し、状況確認を行っておりますが、現在のところ戸別訪問等はできてい

ない現状でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） わかりました。

今、お話を伺えば、来庁者については面談ができるけれども、戸別訪問はしておられないということですので、その面談の機会はないということだと思います。

文書を発送しても、反応のない世帯については、直接会わない限り、状況の把握はできないと思います。特別事情の届出書を提出しないからといって、悪質な滞納者とは限りません。支払い能力があるのに、国保税も納めず、相談にも応じない悪質な滞納者には、それ相応の毅然とした対応が必要だと思います。

しかし、滞納世帯を精査すれば、そのような滞納者は極めて少なく、生活に困り、払いたくても払えないという善良な市民がほとんどではないでしょうか。それを見きわめるためにも、やはり直接面談をして、生活状況を把握することが必要だと思います。反応や相談がないことをもって、いわば悪質とみなして、資格証明書を交付したり、交付したままにしておくことは、適切な対応とは言えないのではないのでしょうか。

市民課長にお尋ねします。資格証明書を交付する前に、状況を把握する直接面談の機会を設けることはできないのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

資格証明書交付までの過程は、督促状、催告書発送時に納税相談の勧奨案内を行い、また新年度分の被保険者証の有効期間の開始直前とはなりますが、特別事情に係る届出書及び弁明書につきましても該当者の手元に届くようにしております。

議員の申されます直接面談の機会を設ける取り組みとしては、訪宅による面談の実施と考えますが、職員配置等の問題もあり、現状では困難な状況でございますが、この部分につきましては、他市町村も同様の状況と考えますので、その協議会等で議題として取り上げ、取り組み事例等を参考にして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ぜひ、取り組みを協議していただきたいと思います。

直接面談は、かなり丁寧な取り組みになると思います。そのためには、市民課や収納推進課

など、現在の限られた人員では、なかなか対応できないのではないか。それが実情ではないかなというふうに私も思っています。

行政改革で職員の数を減らせば、当然、行政サービスは低下をしてしまいます。行き届いた援助や行政サービスを向上させるためには、職員を増員することが必要だと思います。職員を採用し、必要な部署にはきちんと人員を配置することを人事担当の総務課や市長にもお願いをしておきたいと思います。

そして、市民課の皆さんには、資格証明書を交付する前に、面談をして、特別な事情をつかみ、対応していただくことを少ない人数で大変でしょうけれども、頑張ってくださいと、ぜひお願いをしておきたいと思います。

さて、資格証明書の交付は、行政の側から見れば、先ほど課長のほうからお話もありましたけれども、滞納者との接触機会を多くし、納税を促すための手段として位置づけられているようです。しかしながら、滞納者には制裁として機能しているのではないのでしょうか。滞納者が受診の際の10割負担の重さから、病気になっても受診を控えてしまうことは容易に想像できるところです。

市民課長にお尋ねします。

資格証明書を交付された世帯が、この1年間に病院で受診した回数がわかれば教えてください。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君自席）

○市民課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

平成25年度1年間分と、平成26年度4月以降で、レセプトが現在、市のほうへ届いております12月までの件数でお答えいたします。

なお、同一の方の複数受診がありますので、こちらも延べ件数でございます。

まず、資格証明書によります全額負担の受診でございますが、25年度は40件、26年4月から12月分ですが、14件。また特別事情の届け出により、短期被保険者証に切り替えて受診したものが平成25年度28件、26年4月から12月が11件となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 年度によってかなりばらつきがあるように思いますが、延べ実数ということですから、かなりの重なりも考慮しまして、若干、数が減るのではないかなというふうに思います。

この資格証明書での受診については、幾つかの県で調査をしたケースがあります。通常の国保保険証での受診のわずか5%に過ぎないという千葉県の報告もありますし、また広島市では、本来の0.5%の受診率だったとも聞いています。資格証明書を交付された人たちは、受診することができず、医療から排除されているのが実態ではないかと思えます。

本市に住む私の友人に、呼吸器の疾患があつて、十分に働けずに収入が減った。国保税を滞納したために、資格証明書を交付された方がいます。病院にかかりたいけど、全額払うお金がないので行けません。薬で済ませていますと話してくれました。すぐれない体調と疲れ果てた知人の様子が何とも気の毒で、医療を必要とする人がいるのに、病院にかかれないという不都合な現実により切れない気持ちになりました。結局、この方は生活保護の申請をして、認可をされ、当面の医療や生活の問題は解決をすることができました。

病気になったときには、経済状態や滞納のありなしに関係なく、誰もが安心して病院にかかることのできる制度的な保障がなければなりません。保険証を取り上げて資格証明書を交付することは、結局は市民の医療を受ける権利を奪うことになるのではないのでしょうか。資格証明書や無保険のために、病院にかかれず、病気が重症化したり、手おくれで死亡したりするケースは全国で後を絶ちません。

国や自治体には、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障し、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上と増進に努める憲法上の責務があります。

そこで、本市では、滞納があつても病院にかかることができるように、資格証明書の交付をやめて、短期被保険者証に切りかえる、そのことを私は提案をしたいと思えます。この提案は、私が初めてではありません。市長は、昨年3月会議で橋本敏男議員の資格証明書の発行を抑えられないかという質問に対して、市長裁量による減免制度にも触れつつ、他の市町村の運用方法も参考にしながら、市民の側に立った対応をしていくと答弁されています。

また、続く6月会議では、岡林喜男議員の資格証明書を発行された世帯の実態把握と適切な対応を求めた質問に対して、経済的な事情で受診がおくれ、死亡した事例にも触れながら、困窮により医療受診ができない方の発見に努め、市民の命を守っていききたいと答弁されています。

資格証明書の交付をやめて短期被保険者証に切り替えることは、これまで市長が今議会で答弁された内容を具体化する取り組みになると思えます。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 前田議員よりこれまでの経過も含めて、一連の流れの説明がございました。全くこれまで答弁したことについては、一点の曇りもありませんし、そのつもりで行政運営をやっているところでございます。



国保の資格証明書の交付というのは、前田議員も今、説明されましたが、平成13年に資格証明書の制度というのが義務づけられたというふうに認識しておりますし、また、そういう困窮した人の実態把握というものに努めていくということで、平成20年に被保険者資格証明書の交付に際しての留意点についてという通達もあったところでございます。

このこともまた、市民課長が答弁をさせていただきましたところではありますが、先ほど来、市民課長の答弁、やり取りを私も聞いておりました、確かに結果として職員の配置の問題もありますが、直接面談の機会を設ける取り組み、こういうのが弱かったと反省をしなければならぬと思っております。ですから、この反省を踏まえて、より滞納者との接触の機会を図りながら、そしてその実態把握というのも努め、納付相談にもこだわらず、この減免制度、それから他法の活用、先ほど事例も挙げて質問もございましたが、やはりそういった庁内の福祉事務所と、さらには収納推進課、こういった庁内の連携、連絡体制、こういうものを強化させながら、資格証明書の交付というのは可能な限り抑え、短期被保険者証を活用していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 市長の大変前向きな、積極的な答弁をいただきまして、大変うれしく思っております。

答弁をぜひ具体化していくようなところで取り組みをお願いしたいと思いますが、あと幾つか資格証明書にかかわる部分については、お話をしておきたいことがありますので、続けさせていただきたいと思っております。

実は、全国の自治体では、資格証明書を交付していないところが多くあります。2008年に厚労省が行った資格証明書の発行に関する調査というのがありますけれども、そこでは既に資格証明書の交付がゼロになっている自治体が全国1,798自治体の約3割、551市町村あることがわかっています。

先進的な事例としましては、広島市の取り組みがあります。広島市では2006年に資格証明書の交付が過去最高の8,692世帯に達し、市全体の国保加入者の4%になりました。そのような中で、資格証明書や無保険で病院にかかれずに死亡する事例が2年間で18件も発生し、マスコミ各社がこの問題を取り上げ、市民からも大きな批判の声が上がりました。

広島市は、これを契機に資格証明書の発行は悪質なケースに限るとして、当時の秋葉市長を先頭に資格証明書の交付をゼロにする取り組みを進め、2008年6月1日時点で資格証明書の交付をゼロにして達成をしています。

私は先日、広島市役所の国保係に直接電話をかけて聞いてみました。資格証明書交付の要件

について尋ねますと、直接面談をして明らかに納付の意思のない人に資格証明書を発行していますという答えが返ってきました。再度、対象者全員と面談して判断しているんですかと尋ねますと、そうです。広島市では、資格証明書の交付には直接面談が義務づけられています。機械的な対応はしていませんと、きっぱりと答えられました。

広島市の現在の資格証明書の交付数ですけれども、広島市は政令指定都市なので行政区が8つに分かれていて、区ごとに集計をしています。今年、この1月末の集計では、中区では人口12万5,000人に対して資格証明書の交付が1世帯、南区では人口13万8,000人に対して交付が1世帯、西区では人口18万5,000人に対して交付が2世帯、東地区では人口11万9,000人に対して交付がゼロ、安芸区では人口7万9,000人に対して交付がゼロ、安佐南区では人口23万8,000人に対して交付が1世帯、安佐北区では人口14万8,000人に対して交付が1世帯、佐伯区では人口13万6,000人に対して交付が5世帯ということでした。広島市全体では人口約117万人になりますけれども、それに対して資格証明書の交付はわずか11世帯ということです。

ちなみに本市では、課長のお話もありましたように、この2月1日付で実数人口1万5,000人に対して45世帯に資格証明書が交付をされています。

皆さん、どんな感想を持たれるでしょうか。私は、広島市の話聞いて、市が本気になれば資格証明書の交付を減らすことができると思いました。そしてそのためには、資格証明書の交付が市民の医療を受ける権利を奪っているという認識と、悪質と判断する基準の見直しが必要だと思いました。広島市の場合は、納付の意思があるかないかを判断の基準にしているようです。その判断のためにも、直接面談による意思の確認は欠かせないと言えます。

先ほどお話ししました私の知人などは、面談をして、事情や意思を確認すれば、本市の交付の要件であっても資格証明書ではなく、短期保険証で対応できたのではなかったかなというふうに私は思っています。

滞納があっても、市民の医療を受ける権利は保障しなければなりません。また、国保の運営を考えれば、滞納を減らすことも大事なことです。その点で短期保険証の果たす役割は大きいのではないのでしょうか。

短期保険証は、有効期間は短いけれども、滞納者にとっては普通に病院にかかることができます。そして、市民課にとっては、定期的に滞納者と面談し、状況の把握と納税の相談をすることができます。この短期保険証こそ、大いに活用をすべきだと思います。

そこで市長に再度、お尋ねをいたします。

先ほど、前向きな答弁をいただきましたので、私が今、お話をいたしました広島市の事例について、感想をお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 感想ということですので、簡単に。今、広島市の取り組みについては、すばらしい取り組みだと思っております。

やっぱり原則として生活実態を把握ができない場合は資格証明書を出さない、そういうことはすばらしい取り組みだと思っております。私も25歳にとき、4年間収納係として、市内の滞納者宅にずっと回った経験が4年間ありますし、またその実態を見て、その世帯の暮らし、そして仕事の状況とか、わかった上での対応というのは必要だと思っております。

ただ、先ほど市民課長も言いましたように、本当に限られた人数で日々、仕事をしておりますので、本当に1軒1軒、お宅にお伺いして、その実態把握というのはできていないというのが状況ですので、そういう先進地に学びながら、土佐清水市としてもやはりこの全庁的な情報の共有といいますか、そういうものにも努めながら、実態把握、公平な判断の確保と判断材料、そういうものの収集、そして公正公平な国保運営を行う。こういう原則で限りなくやはり資格証明書がゼロになるような取り組みはしていかななくてはならないと思っておりますが、現時点におきまして、そういう取り組みを強めることを前提といたしまして、今の時点では資格証明書の交付を全て取りやめるといようなことは、今の時点では考えておりません。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 感想と見解ありがとうございました。非常に前向きな答弁なので、期待をしております。

一気にということはなかなか難しいと思います。職員の配置の問題もありましょうし、労働条件の問題もありましょうし、ただ、目指すところは市長の答弁の中に全て言い尽くされたというふうに思っておりますので、ぜひその方向で頑張ってくださいと思います。それをお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目は、小学校の統合問題についての質問です。

2月15日付の高知新聞に「土佐清水市4小、18年統合」という見出しで小学校の統合計画の記事が掲載をされました。突然の発表で市民からは、いつどこで決めたがやろうという疑問の声も聞かれました。そこで、学校教育課長にお尋ねをいたします。

この小学校の統合計画は、どのような手順を踏んで決定をされたのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えいたします。

平成7年12月に策定された土佐清水市行政改革大綱で学校統合に関する基本方針が示され、平成14年には土佐清水市立小学校・中学校統合実施計画書が策定されました。

さらに、平成18年度に策定された土佐清水市立小学校・中学校統合実施プランでは、小学校の旧町単位での統合と市内5中学校を1校に統合する計画が示されています。

ここでは、清水小学校を含む周辺4校の統合は平成26年度とされていましたが、物理的に無理な状況にもなり、昨年3月に清水小学校改築完了後となる平成30年度に計画を見直し、議会の承認を得たものであります。その際、道路事情等の理由により見合わせていた足摺岬小学校も編入しております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） これまでの手続確認経過を報告をしていただきました。よくわかりました。

今回の統合計画については、昨年の3月会議で議会の議決も得たということですので、了解をいたしました。

実は私は、課長、先ほどお話がありました平成18年度の1つ前の統合の計画については承知しておりました。その時は、確かに足摺岬小学校は、計画には入っていませんでした。そして、その計画が変更され、議会でも承認されたということについては、正直なところ私は、知りませんでした。議員としてこの間の経過を把握していなかったことを深く恥じているところなんですけれども、学校統廃合問題は、議会の議決事項にもなっているほどの重要な問題ですので、計画の変更がなされた場合には、教育委員会としても広く市民への周知がなされるべきではなかったかなというふうに思っています。私も含めて、変更した統合計画を、高知新聞の報道で初めて知った方が多かったのではないのでしょうか。

続けて学校教育課長にお尋ねをします。

改めて小学校4校統合の理由と、統合までのスケジュールについてお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えいたします。

主たる理由としては、少子化による児童生徒数の減少に対応するため、統廃合を含め、計画的に学校規模の適正化を図っていく必要があることから、定められた統合実施プラン及び平成21年に策定された学校施設の耐震化計画に沿って実施するものであります。

耐震化計画は、その時点で対象となった22棟について、平成28年度までに耐震化率

100%とするものでありますが、今回、統合予定の5校については、校舎、体育館がそれぞれ耐震化されていないことから、清水小学校の耐震化を行い、周辺校を統合することによって達成する計画であります。

今後のスケジュールであります。この2月、3月の参観日の時間をいただき、説明会に入っております。現時点では、直接の対象となる保護者は、1・2年生の保護者のみであります。27年度から本格的な説明に入り、小学校及び就学前の保護者対象の説明会を開催する予定です。その後、地域の方にも呼びかける予定であります。

2年かけて協議を行い、平成28年末には一定の合意に達し、29年度には通学等の条件整備をしたいと計画しております。

なお、関係区長さんには、今回の説明会に入るに当たり、ご理解、ご協力をお願いしたところであります。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 統合の理由と経過について詳しい説明をいただきました。

統合の大きな理由は、児童数減少の問題と学校耐震化の問題を統合新校舎の建設で一気に解決するというものではなかったかと思えます。子どもの命と健康と安全を第一に考えて、校舎や施設を耐震化することには、誰も異論はないと思えます。

けれども、財政的な理由を主にして、新校舎を建設し、統合するとなると、みんなが賛成するとは限りません。なぜなら費用がかかっても今ある学校を耐震化し、残す道もあるからです。

財政の効率化を優先させるのか、それとも教育の環境を優先させるのか、あるいは両方を合わせるのかといったもとの論議も必要だと思っております。

学校教育課長にお尋ねします。

年度内には該当する小学校に参観日のときに1回目の説明をしていきたいということですが、既に何校か説明を終えたところがあると聞いております。保護者の皆さんからどんな声があがっているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えいたします。

清水小学校では、小学校同士の交流の推進、リアルタイムでの情報を提供していただきたいということ、以前の統合でのメリット、デメリットなどの質問がありました。

播陽小学校では、このことは決定事項なのかという質問や、浸水域にある現在の場所に清水

小学校を建設する理由、またそのかさ上げについて、地域への説明、清水小学校の図面を示した上での避難路に関する説明が欲しいなどの意見が出されております。

先日の中浜小学校では、統合協議が合意に至らない場合は耐震補強をするのか。またあわせて給食の配膳室等の整備はあるのか。また送迎は市の責任でしてもらえるのか。住民への説明はあるかなどの意見が出されております。

あと1校、今週、足摺岬小学校の説明に入る予定であります。

これら意見を参考に、次回以降の説明会に反映していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 今、お話を伺いましたら、いろいろな声が出ているということがよくわかりました。

2年間かけて説明をしていくということですので、これからまた皆さんの関心も高まると思います。課長が先ほどお話していただきましたように、皆さんの声を十分に聞いて対応していただきたいというふうに考えます。

それでは、学校統合問題についての教育委員会や市長の基本的な姿勢について幾つかお尋ねをしたいと思います。

統合計画が発表されますと、地域に反対の声がありましても、ほぼ計画された方向で決まっていくのがこれまでの学校統合の経過です。2年前の清水中学校の統合もそうでしたし、私が現職のころに経験をしました6年前の大月町の小学校の統合もそうでした。

大月町の場合は、柏島小学校の保護者と地域が柏島小の存続を求める請願署名に取り組み、高知新聞をはじめ、マスコミも取り上げて話題になりましたけれども、最後は町議会がその請願を不採択にして、結局、計画どおりの小学校の統合となってしまいました。

実は数日前に、教育委員会から統合の説明を受けたというある保護者から電話がありました。先ほど課長がお話をした方やないかと思うんですけれども、電話の内容を簡単に言えば、どうして津波が来るところに統合をするがやろうというところでした。耐震基準を満たす新校舎ができて、清水小のある現在地は、津波が想定をされています。それならば、津波の来ない高いところにある周辺の学校を耐震補強したほうがずっと安全ではないか、そんな疑問の電話でした。

教育長にお尋ねをいたします。

教育委員会としては、統合計画をもとにスケジュールに沿って取り組みを進めていくわけですが、統合問題については、統合に期待する保護者もいれば、今、お話したような統合

への疑問や不安を持つ保護者もおります。今回の小学校統合については、統合計画を前提にした統合ありきで話を進めるのではなく、統合するか、しないかという始まりのところから皆さんの声や思いを聞いていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

現時点での計画であり、今後、時間をかけて説明し、ご理解を願うものでありますが、一定、計画どおり実施する旨で進まない、こういった事案の解決はできません。

地域住民にとって、休校は地域のコミュニティ機能の低下が懸念されることから、積極的に賛成する方はいないかとは思われますが、保護者を中心によりよい学習環境づくり、地震から子どもの命をどう守るかについて話し合っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 学校の統廃合につきましては、この1月に文科省から新たな手引きが出されています。けれども、それまでの通達ではこんなことが記されていました。

1つは、無理な学校統合はしない。また、地域住民の合意を得る、そういった原則に基づいて、文部科学省の通達があり、各市町村地教委が対応してきたと思います。

引き続き、この原則に沿った教育委員会の対応が求められているというふうに私は思っています。

住民合意のために、まず声を聞かなければならないのは言うまでもなく小学校の保護者と保育園の保護者です。統合問題についての保護者の思いや願い、不安などを十分に聞き取って、それらをもとに統合問題を検討し、対応することが大事であり、必要だと思っています。

次に、地域の人々の声も聞かなければならないと思います。先ほど、教育長のお話にもありましたけれども、地元の小さな学校を表からも裏からも支えてきたのは、地域のおじいさんであり、おばあさんであり、地域の青年であり、多くの人々です。学校と地域の歴史を営々と積み上げてきた地域の皆さんの声にも真摯に耳を傾け、思いをくみ取る必要があると思います。

そして、これまでは統合問題では、蚊帳の外に置かれてきた教職員と子どもの声を聞くことも必要だと思っています。教職員は教育の専門家です。統合の是非を判断できる一番のスタッフだと思います。この力を借りない手はありません。管理職とは別に、直接子どもや保護者とかわっている教職員の声を反映する場をぜひ設けていただきたいと思います。

また、統合問題で一番の当事者となるのは子どもたちです。子どもたちの声を聞く手だても

講じていただければありがたいなというふうに思います。

教育長にお尋ねします。

保護者と地域住民、そして教職員と子どもの声を聞くことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

先ほど、課長からご答弁したとおり、保護者、地域住民の方々の声を十分に聞きながら進めていかなければならないと考えております。

当該学校に勤務する職員の方々については、懸念する事柄等、学校長を通じ聞いていきたいと考えております。子どもの声については、保護者の声として意見反映されていると思いますので、今のところ、その予定はございません。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 学校現場の教職員の声につきましては、これまでも校長先生を通じてあげていくというルートはあるかと思っておりますけれども、以前もちょっとお話をしましたが、大体その声の吸い上げというのは、ほとんど私の経験ではありませんでした。私の職場がなかったのかもしれませんが。ほかはあったかもしれませんが、私はそういう経験がありません。意図的に先生方は当事者になるので、そういうところから外しているという理由も聞きました。けれども、先ほど言いましたように、先生はやっぱり統合の是非も含めて、一番現実がよくわかっているスタッフになります。ぜひその声を校長先生のルートを通すのであれば、そのルートがきちっと機能するように手だてをとっていただきたいと思います。

子どもの声につきましても、保護者はその子どもの声を受けているということもあろうかと思っております。1つは、子どもの主任を通してあげてくる声というものも拾っていただければありがたいなというふうに思います。

実は、この2月に、野党会派の視察研修で九州の岡垣町というところを尋ねました。岡垣町では、町の活性化を図るための定住促進事業に取り組んでいて、子育て世帯を対象にした定住奨励金の交付や住宅の購入、リフォームへの補助などを行っています。その事業の中で小規模な小学校、この岡垣町には小学校が5校あって、そのうちの2校が小規模校ですが、この小規模な小学校の校区内に子育て世帯が住居を構えた場合、特別に家賃補助やリフォーム費用の加算で優遇する制度も設けていました。説明をしてくれた都市建設課長に「小規模校は統合の対



象になっていないのですか」と尋ねますと、「統合の話はあります。でも、まず人をふやす取り組みが先だと私たちは考えています。学校の統合はその後の話です」と答えました。私はこの話を聞いて、この町が児童数が減っているからといって、すぐに小学校の統合に結びつけていないことと、そして、定住促進というまちづくりの取り組みの中に位置づけて児童数をふやす対策がとられていることに大変感激をいたしました。

学校の統廃合は子どもたちの教育環境が変わるだけではありません。とりわけ小学校は、地域と密着し、地域住民の交流の場ともなっています。小学校がなくなり、子どもたちの声が消えることは、地域の灯が消えることにつながります。地域を活性化させ、住民に未来の展望を示すことが政治の役割であり、行政の仕事ではないでしょうか。

少子化だから、財政難だから統合は仕方がないでは、地域はますますさびれてしまいます。

学校統廃合の問題は、子どもたちの教育の問題であるとともに、まちづくり、地域づくりの問題でもあります。

市長にお尋ねをいたします。

まちづくりや地域づくりの取り組みと合わせて、学校統廃合問題も議論されるべきだと思いますけれども、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 全くそのとおりだと思います。

ただ、考えていただきたいのは、この先ほど課長からの説明がありましたが、平成14年のときの統合実施計画、また18年に策定された小学校・中学校統合実施プラン、これは何も執行部が決めたことではありません。こういう策定委員会で議論をした上で、人口の推移、そういったものを総合的に考えて、子どもの教育を充実させるために、子育て教育環境をいかに充実させるか、そういうことも考えながらこのプランをつくったと思います。その上で議会で諮って承認された、そういう経過もございます。

前田議員が言われるように、そのとおりだと思います。まちづくり。ですから、そのまちづくりを考えていく上では、子育て教育環境の充実はもちろんのこと、就業の場となる雇用の対策、そしてまた、基幹産業の振興とか、そういった総合的なものも含めた上で、やはり実施していかななくてはならないと思いますし、統廃合ありきでこれまで議論したつもりもありませんし、財政的な理由だけで統合というのは考えておりませんし、やはり子どもの将来を見据えたそういうものでないとだめだというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) 学校統廃合の問題と、まちづくり、地域づくりの問題を合わせて取り組んでいくということについては、市長も十分同じ考え方でおられるということはよくわかりました。しかし、最初申し上げましたように、統合の計画が出ますと、それが覆るというのはなかなか困難であります。ぜひ、地元の声、皆さんの声を聞いていただくようにしていただきたいと思います。

最後に、小学校統合の事務局に当たります教育委員会の皆さんには、今も申し上げましたけれども、時間をかけて保護者や地域住民、教職員と子どものそれぞれの思いや願いをしっかりとくみ取る努力をお願いしたいと思います。

統合の説明は今始まったばかりです。統合ありきではなく、合意と納得を最優先にして取り組んでいただくことを重ねてお願いをいたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) この際、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) おはようございます。早いもので3月。1月は行く、2月は逃げる、3月は去る。本当に月日の経つのは早いものでございます。

3月に入り、私の議員生活も7カ月目になります。戸惑いながらも一生懸命やっているつもりでございますが、まだまだ未熟でございます。議会と執行部の関係を考えてみますと、議会と執行部は、車の両輪のごとくあらねばならないと言われております。その意味は、私なりに解釈すると、対等の立場でお互いに尊重し、議論し合いながら、市民のためによりよい市政の実現を目指して努力していくものであるということだと私なりに解釈しております。

議会の主体性を発揮し、市民の目線でチェックを行い、住みよいまちづくりを目指して私も頑張っていく所存でございます。

しかし、私は時々「あおいくま」を忘れることがあります。私が心に刻んで戒めている言葉でございます。「あ」焦るな、「お」驕るな、「い」威張るな、「く」腐るな、「ま」負けるな。焦らず、驕らず、威張らず、腐らず、負けるな。私がこのあおいくまを忘れたときには、先輩、同僚議員をはじめ、執行部の皆様、あおいくまを忘れるなよとご指導いただきますよう

よろしくお願いいいたします。

それでは、通告に従いまして、3回目の一般質問をさせていただきます。

泥谷市長が掲げる基本政策の中の1つに、高齢者の生きがいつくりと中山間地域対策がありますが、中山間地域対策、そしてこの対策を市全体の活性化策につなぐ視点からの質問を行いたいと思います。

まず、具体的取り組みとして、積極的な地域おこし協力隊の活用が図られていることはご案内のとおりでございます。現在の地域おこし協力隊の1人が、中山間地域集落保全を目的に、有害鳥獣対策に取り組んでいるようでございますが、住民に寄り添った活動がなされているとの地域からの声もお聞きしております。

引き続き、地域に根づいた積極的な活動を期待するところでございます。

この有害鳥獣対策については、まず計画的な駆除を計画して行うことが重要だと思っております。捕獲したものの有効な活用、例えば、ジビエ料理。皆様、ご承知とは思いますが、主にフランス料理のことで狩猟によって食材として捕獲された野生鳥獣の料理のことでございますが、これを活用できれば、駆除活動は活発化されるのではないかと思います。

県内では、既に取り組みがあるようですが、本市における取り組みはどのような状況なのか、産業基盤課長にお伺いいたします。

**○議長（永野裕夫君）** 執行部の答弁を求めます。

産業基盤課長。

（産業基盤課長 文野喜文君自席）

**○産業基盤課長（文野喜文君）** お答えをいたします。

有害鳥獣捕獲については、猟友会の皆様のご協力により実施しており、かなりの数の捕獲数が実績としてありますが、捕獲した個体の利用については、おのおの個人が食したり、知人にあげたりしているのが現状で、営業などには利用しておりません。このため、議員ご提案のジビエ料理などへの利用は有効であると思っております。

これまで猟友会を中心とする関係者で、捕獲した有害鳥獣の有効活用を図るべく、県内外の先進的な活動を行っている団体や解体処理施設の視察を重ねて、本市の実情に沿った規模や内容、また運営方法などを検討しているところであります。

昨年度は、家庭でジビエ料理が食べられるようにと、宗呂上地区でジビエ料理の講習会も実施いたしており、今年度は足摺テルメで食材としてのジビエ料理を紹介する試食会や、シカ肉を利用したコース料理を提供するジビエフェスタが開催をされております。

また、昨年4月より、有害鳥獣対策にかかわる地域おこし協力隊員が1名配置をされ、業務に当たっております。現在、有害鳥獣対策や捕獲した肉の利用にも取り組んでおり、みずから

がシカ肉のジャーキーの製作を行い、産業祭で試食を行うなど、積極的に取り組んでおり、将来は解体処理施設の運営や革製品開発やペットフードなどにも意欲を持っております。

市としましても、国・県の事業を活用した有害鳥獣の有効利用について、解体処理施設の設置など、関係者と検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。積極的な取り組みであります、まだまだ始まったばかりのようでございます。

聞くところによりますと、中山間地域に住む人たちは、従来、狩猟した鳥獣を家庭内で食する文化はあるようでございます。しかし、消費される量を考えればわずかなものだと思います。一方では、本市には多くの観光客が訪れておりますので、このジビエ料理を観光振興に生かさないものかと考えておりますが、いかがなものでしょうか。観光振興策としての取り組みについて、産業振興課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君） お答えいたします。

観光旅行の個人化が進み、目的も多様化する中、従来からの自然や歴史、文化などといった観光資源ではなく、一次産業、二次産業を活用した体験、その土地ならではの地場産品を活用した食なども観光資源の1つとなっております。

本市には、足摺岬や竜串、見残しなどの景勝地や金剛福寺、唐人駄場などの史跡もあり、また清水サバやカツオのたたきなど、食材にも恵まれ、およそ70万人の観光客に楽しんでいただいております。

ジビエ料理の観光資源化につきましては、和歌山県や岡山県美作市などで既に観光商品として提供されているようです。県内におきましても、イノシシやシカ肉をステーキやベーコン、鍋料理などに使用しており、本市では先ほど、産業基盤課の課長もご案内ありましたが、シカ肉などをつかった料理が宿泊施設にて提供されております。

本市は幸い、豊富な魚介類に恵まれておりますが、このジビエ料理を新たな食の1つとして発信することは、本市の新たな魅力にもなり、観光振興になるのではないかと考えます。

ジビエ料理の本格導入には、まず処理加工場の施設の建設など、クリアすべき課題があるとは考えますが、先ほど、産業基盤課長より積極的な取り組みについて答弁がありましたので、宿泊業者や飲食業者等の意見を聞きながら、条件を整えば取り組んでいきたいと思っております。

す。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） ぜひ、積極的な取り組みを期待いたすところでございます。

今議会の市長提案理由説明書でも紹介されておりましたが、先月27日に土佐清水市ジオパーク推進協議会設立総会が開催されたようでございます。市民総参加による日本ジオパーク認定に向けた取り組みを大いに加速していただきたいと思うところでございます。

有害鳥獣との戦いとも言いますが、共存している生活も私たちの営みであり、ジビエ料理に活用することもまた私たちの生活にかかわることだと考えております。

そこで、再度、産業振興課長にお伺いいたします。

このジビエ料理の取り組みをジオパークの取り組みの1つとして取り入れることができないのでしょうか。設立された協議会の組織図を見ましたが、直接的に関連する団体は見受けられなかったように思います。

これからの活動を進めていく中で、ぜひともそのような視点での取り組みも考えてみたらどうかと思っておりますが、産業振興課長のお考えをお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君） お答えいたします。

土佐清水市ジオパーク推進協議会につきましては、ジオパークの推進にご理解、関心などを持たれている46の団体のご出席を得た先月27日の総会におきまして、設立趣意書と規約の承認をいただき設立いたしました。

全市的な取り組みを進めるため、ジオパークの推進に関連する団体には、今後も加盟していただきたいと思っております。

ジオパークの取り組みには、資源の保全と活用があり、また継続的な地域振興や活性化があります。

このジビエ料理で地域振興を目指す団体がありましたら、ぜひ協議会と連携していただき、相乗的に盛り上げていきたいと思っておりますので、議員の皆さんも含め、より一層のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） それでは、引き続いて、市長にお伺いいたします。

有害鳥獣を活用したジビエ料理の取り組みについては、県下の中山間地域にある自治体が既に取り組んでいる中で、本市が急に具体化するということは大変難しいと思います。

ジオパークの推進と合わせて、今まで以上に工夫した取り組みを期待したいところでございます。

そこで、市長、どうでしょうか。捕獲された鳥獣を利用した特色ある料理の開発をミッションとした新たな地域おこし協力隊を受け入れ、先ほど紹介のあった協力隊と連携することで、さらなる地域活性化を目指してはと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 久しぶりに細川議員のあおいくまを聞きました。

ジビエ料理の開発をミッションとした新たな地域おこし協力隊の採用についてご質問がございました。

現時点でこのジビエ料理の開発を担当する新たな協力隊員を募集する予定はございませんが、現在、先ほど、産業基盤課長も言いましたが、産業基盤課に所属しています協力隊員が既にジビエ料理にかかわる取り組みを進めておりますので、これは地域活性化の1つとして、市としても支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

次に、防災拠点施設整備事業について質問に入りたいと思います。

先行した三崎地区への防災拠点施設の整備に続き、下川口地区においても宗呂小学校を防災拠点施設として整備するための設計委託料を当初予算に計上されておりますことは、下川口住民としてはとても心強く感じているところでございます。本当にありがとうございます。

そこで、危機管理課長にお尋ねいたします。

有事の際に、この防災拠点施設をどのように活用するのか、現時点での考え方で結構でございますので、教えていただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 横畠浩治君自席）

○危機管理課長（横畠浩治君） お答えいたします。

下川口地区の防災拠点施設として改修する宗呂小学校につきましては、助かった命をつなぐための拠点施設として位置づけ、教室を活用した多くの方の収容が可能な二次避難所としての

機能や、食料等の備蓄場所としての機能を持たすこととしております。

また、軽症者の治療を行う医療救護所としても活用することとしております。

そうした防災面での機能に加えまして、平常時における地域のコミュニティ活動の場としても活用いただくために、区長場の併設や、また集会所としても利用していただくよう考えております。

炊事場も備えることとしておりますので、この施設を活用した炊き出し訓練や、避難所運営訓練等も実施してもらおうよう、地区にも呼び掛けしてまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 宗呂地区は、集落営農組織としては、本市で先進的な取り組みをされている農事組合法人ふぁー夢宗呂川があります。

先だつての高知新聞では、組合代表が隣の三原村で事例発表したと掲載されておりました。私はこの集落営農の取り組みはとても関心があり、市が主催する集落営農塾にも何回か参加させていただき、さきの12月会議でも質問したところであります。

そこで、今回、宗呂小学校改築計画に当たり、ふぁー夢宗呂川の活動と連携できないものかと考えました。産業振興課長にお聞きいたします。

そのような考えはありませんか。既に取り組みをされているようでしたら、その経過を教えてくださいたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 産業振興課長。

（産業振興課長 二宮真弓君自席）

○産業振興課長（二宮真弓君） お答えいたします。

ふぁー夢宗呂川は、現在は農事組合法人でありますので、組合員資格であるとか、事業につきましても農作業の共同化に関する事業と、農業の経営に限られるなど、一定の制約があります。

しかし、以前、理事の方とは、将来的には地域づくりや高齢者の生きがいくくりにも貢献でき、雇用も生まれる組織を目指そうと話した経過があります。

今回、宗呂小学校は、防災拠点施設としてリニューアルされ、先ほどご案内ありましたように平時にはコミュニティ活動の場としての活用が計画されているようです。

今後、地域の皆さんが望む活動とふぁー夢宗呂川が目指す活動が同じ方向性であるなら、連携した取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） わかりました。なるべく一生懸命にやっていただきたいと思います。  
それでは市長にお伺いいたします。

今回の質問で取り上げました地域おこし協力隊の活用、ジビエ料理の取り組みや集落営農の取り組みをまとめて、宗呂小学校を中心とした活動構想、中山間地域の活性化が図れないかと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。  
（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ジビエ料理からどんどん広がって、地域の活性化策、そういうことでご質問がありました。

これは防災拠点施設として位置づけた宗呂小学校ではございますが、先ほど来、各課長から答弁がありましたように、地域の活性化の拠点としても位置づけていきたいと思っております。ですから、ジビエ料理や集落営農の取り組みに限らず、地域住民の集う場としてさまざまな活動、そういった輪がどんどん広がっていかないといけない。そういうことについても地域の方の意見というのを尊重しながら、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。  
（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） どうもありがとうございます。

中山間地域への市長の熱い思い、また、地域住民の声を聞いていくというこれを伝えていきたいと思えます。今後とも一層の取り組みをお願いしたいと思っております。

高齢者生きがいづくりと中山間地域対策について最後の質問を続けます。

来年度予算の中で、介護予防拠点整備事業として8,500万円の予算が計上されております。市内で何カ所を計画しているのか、健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。  
（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

集会所等10カ所を整備する計画としております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。  
（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 介護予防拠点整備事業とは、どのような事業なのか健康推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。



(健康推進課長 戎井大城君自席)

○健康推進課長(戎井大城君) お答えいたします。

介護予防拠点整備事業は、平成27年度から国が創設する地域医療介護総合確保基金より都道府県に配分される基金を活用して、地域密着型サービス施設等整備への助成を行う事業の中で、地域において介護予防や生きがいと健康づくりを推進していく拠点として整備するものであり、県の補助を受け、集会所等を改修整備する費用を地区等へ補助することで、地域での介護予防の取り組みを支援する事業です。

○議長(永野裕夫君) 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) よくわかりました。下川口地区では、老朽化した施設、集会所などが多くありますが、その中で下川口郷区長場は、外壁や床の傷みがひどいという声が住民のほうから聞いております。

そこで、先ほど健康推進課長が言いました10カ所の計画の中に、この下川口郷区長場の改修は対象に入っているのか、健康推進課長にお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 健康推進課長。

(健康推進課長 戎井大城君自席)

○健康推進課長(戎井大城君) お答えいたします。

下川口郷区長場については、外壁や床の傷みが進み、また雨漏りもあるとのことであり、現地で確認した上で事業の対象として計画をしております。

○議長(永野裕夫君) 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) 下川口郷区長場もその対象だとお聞きし、住民の1人としてはとてもうれしく感じているところでございます。

具体的にどのような整備をするのか、健康推進課長にお尋ねいたします。

○議長(永野裕夫君) 健康推進課長。

(健康推進課長 戎井大城君自席)

○健康推進課長(戎井大城君) お答えいたします。

下川口郷区長場については、外壁や床の傷み、雨漏りがあることから、外壁、内壁、床の張り替え、屋根のふき替え並びに照明設備、トイレ、台所の改修を行うとともに、筋交いや屋根の補強を行う計画となっています。

○議長(永野裕夫君) 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番（細川博史君） よくわかりました。

市長の高齢者の生きがい対策につながる取り組みだと思えます。

この事業を今後、どのように生かしていく計画なのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この事業は来年度の新規事業として取り組むものでございますが、介護予防を推進するために、いきいきサロンや運動教室といった地域住民主体による介護予防、生きがいと健康づくりに取り組む場所や、行政、介護サービス事業者等関係機関と住民が広く連携し、有機的に結びつくための機能を持つ地域での拠点整備が必要と考えて実施するものでございます。

今後も計画的に各地区の区長場や集会所等、介護予防拠点として改修整備、そして活用することで、高齢者の在宅生活を支えるための基盤整備を行うとともに、住民による介護予防活動の活性化を促進し、高齢者の住みなれた地域で健やかに安心して暮らすことのできる、そういった地域づくりに力を入れて、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入ります。

県道宿毛宗呂下川口線の改良についてでございます。

この路線は、国道321号に接続し、土佐清水市と宿毛市を結ぶ最短路線で、沿線住民の生活道路及び国道321号の迂回路として、また、近い将来、確実に発生すると予想されている東南海・南海地震など、災害時の緊急輸送路や医療機関への緊急搬送路として特に重要な路線であると考えております。

また、県道宗呂中村線は、土佐清水市、三原村、四万十市、宿毛市を結ぶ沿線住民には不可欠な生活基盤道路であります。しかしながら、まだまだ未改良区域があり、安全に通行できない状況でもあります。

そこで、まちづくり対策課長にお聞きいたします。

現在の状況はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 横山周次君自席）

○まちづくり対策課長（横山周次君） 道路の改良につきましては、今、議員が紹介したとお

りでありまして県道宿毛宗呂下川口線につきましては、延長22.7キロの幹線道路でありまして、本市分につきましては、下川口から出合両区間の道路改良が既に完成しております。平成21年度より残りの工区の坂井出合間の延長2,930m、事業費約6億円で改良工事を行っております。今年度末までの改良予定が延長560m、事業費で約2億5,000万円となっております。また、県道宗呂中村線につきましては、有永から三原を経由しまして、四万十市の楠島を結ぶ23.9キロの路線であります。沿線住民には不可欠な生活基盤道路であります。現状は出合から三原の下切の区間はほとんど未改良区間でありまして、道幅が非常に狭く落石等の危険な箇所が多くあります。これまでは小規模修繕とか、維持管理にとどまっておりますが、平成25年度から全長約350mで、防災・改良工事を導入しております。本年度末までに約2,000万円の事業実施が見込まれております。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） よくわかりました。

県道ではあります。この路線の改良促進に向けて、市長はどのようなお考えを持ち、どのような要望活動を行っていく計画なのか、市長の答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 将来の見通しは、この県道宿毛宗呂下川口線の坂井工区、残っている坂井工区につきましては、出合橋も含め、4工区で改良計画を立てておりまして、平成27年度は第1、第2工区の改良工事と舗装工事等を6,000万円で計画しており、現時点の当路線の完成予定年度は平成32年度となっております。

また、県道宗呂中村線は、現計画では平成25年度から27年度事業で延長350m、事業費約7,000万円の事業計画であり、28年度以降も安心安全な通行確保をし、生活基盤道路として、また災害時の緊急輸送路等として大変重要な路線でありますので、防災、改良工事の引き続き実施に向けて、細川議員も所属をしておりますが、県道改良促進協議会において、県当局に強く道路整備を要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 市長から答弁いただきましたように、県道宿毛宗呂下川口線、県道宗呂中村線は、大変重要な路線であることは間違いございません。今後も積極的な活動を期待いたしまして、全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時36分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） こんにちは。同志会の西原強志でございます。

通告に基づきまして、一般質問をやってまいりますので、執行部の適切なる答弁をお願いいたします。

今回の私の質問は、以下2点の事項について執行部の考えなどを質問してまいりますので、皆さんには午後からの一般質問でありますので、大変お疲れかと存じますが、しばらくの間、ご清聴くださいますようお願いいたします。

1点目の市長の政治姿勢についてであります。

はじめに、市長に就任してから選挙公約に対する政治姿勢についてお伺いいたします。

市長は、みせろしみずの底力として5つのテーマで、子どもは宝、若者は希望、お年寄りには誇り、命を守る、絆は力。5つのテーマと基幹産業の復興と雇用の創出、教育環境の充実、観光基盤整備と高齢者の能力活用と、生きがい対策等々の基本政策を定め、選挙戦を戦い、3人の候補者の中で過半数に近い5,069票を獲得し、見事に当選の栄を勝ち得たことは記憶に新しいところであります。

市長が就任してから、副市長の選任の案件についての提案がありました。平成25年9月定例会におきまして、この提案に対して賛成少数によりまして否決となりました。再度、この案件を提案するに当たり、市民を巻き込んだ副市長の選任案件となりました。市長からの再度の副市長の人事案件の提案でありましたが、議会として一度否決した人事案件でありましたが、議会は採決の結果、再度の否決となったことはご承知のとおりであります。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

.....  
.....後になってこの件について  
の市長の気持ちは複雑であると考えるところであります。

市長の胸の内はわかりませんが、人事案件を議会として否決してくれたことはよかったと私には伝わってくるようであります。

現在の副市長は、事務方のナンバーワンとして多岐にわたってよく頑張ってくれていると思っております。3月議会の冒頭で、市長提出の提案理由の説明の中で、市長の公約に対する説明がありました。一定、理解しているところではありますが、市長にお伺いいたします。

就任してから6月には、任期4年の半ばとなる2年となるところでもあります。これまでの2年間、市長に就任してからの公約の推進状況はどのような実態なのか、答弁をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この6月でいよいよ任期も折り返し点を迎えることとなります。今の公約の推進状況についてのご質問でありました。私の公約、5つのテーマ、今、議員の言われたとおりでございます。子どもは宝、若者は希望、お年寄りには誇り、命を守る、そして絆は力。この5つのテーマに8つの重点課題、そして32項目にわたる私は公約を掲げました。

そして、就任すると同時に庁内で各課との私のこの32項目にわたる基本的な考え方を説明し、そして実行するように、これまで取り組んできているところです。

そしてこの32項目について、これまで精査しながら、日々仕事に励んでいるところでありますが、既に実施したものが15項目、実施中または来年度実施できるものが5項目、また任期中にめどが立つもの6項目を合わせると、現時点で26項目、81.3%の公約が実現できる見通しであります。残る6項目については、これも誠実に着実に実施できるように努めてまいります。そして新たな課題、新たな事業、新たな目標を的確に設定しながら、市民のために職務をこれからも遂行していく覚悟でございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 市長からこれまで取り組んだ項目の中で、15項目は既に終わっていると。全体的には81%の推進状況であるというような答弁をいただきました。本当に市長は頑張っていると私も感じております。

次に、市長にお伺いいたします。

市長の政治活動のあり方についてであります。

来る4月12日は、統一地方選挙が行われ、本市においては現在、県議会議員選挙の執行が予定されているところであります。

この選挙に向けて、土佐清水市においては2の方が名乗りを上げ予定候補者として出馬の動きがあり、後援会活動を行っていると同っているところであります。

市長は、県議会議員に出馬する方と各部落へ出向き、各戸への戸別訪問により後援会活動を行っていると聞いております。このような市長としての行動については、事実とすれば、市民から厳しい批判があると思うところであります。市長は、このような行動について本当に事実であるかどうか、伺います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 大変これは重要なことでもありますので、まず私の政治活動に対する考え方について答弁させていただきます。

ご承知のとおり、市長は議員と同じく地方公務員法上は特別職の地方公務員であります。そのことは十分わかっていると思っておりますが、しかし、一方で一般の公務員に適用される政治活動の制限や勤務時間の拘束などの服務規程は適用されません。したがって、一般の公務員の概念とは全く異なる公選職として位置づけられているところでございます。

このことにより、当然、市長には、市の執行機関、行政の長と公選職である政治家という両面があり、市長としての公務だけでなく、政治家として意見表明や意見交換、そういったものを行う政務の場合もございます。ですから、市長には時には政治的な判断、政治的な決断を的確に行い、あわせて政治的な調整により市民福祉の向上のため、政策・公約を実現するのも市長の果たす役割であると考えております。

ご指摘のように、市民の中には市長の政治活動について違和感を持つ方もあるとは思いますが、疲弊したこの地域の現状を打開するためには、市長としての公務、政治家としての政務を並行させ、地方から国を動かそうという、そういう気概で活動していくことも、また市民の皆さんから求められているところだと私は思っております。

そういったことを踏まえ、私はこれまで市長の公務と政務の区別については、厳密に峻別し、行動しておりますし、これからもこの考え方に基づき、政治活動を行ってまいります。

議長、ここでただ今の西原議員の質問に対して、反問権を行使したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） ただ今、市長より、西原議員の一般質問に対して、反問権を行使した

い旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

なお、反問権の行使は、議員の質問に対して執行部がその趣旨、内容、背景、根拠などを確認するための発言であり、反問の回数は1件につき3回までとなっておりますので、これをお含みの上、反問を行うようお願いをいたします。

この発言は質問の時間には含まれませんので、タイマーを停止いたします。

市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) ただ今の西原議員の質問の中で、私が戸別訪問をしていると、そういう発言がございました。西原議員のいう戸別訪問、これはどういう定義で言っているのか教えてください。

○議長(永野裕夫君) 西原議員、ただ今の反問に対する答弁をお願いをいたします。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) 私も先ほど言いましたように、そういうことを聞いたというような中で、実際、市長がそういう政治活動をしているのかどうかをお伺いしたわけであります。

○市長(泥谷光信君) 戸別訪問の定義について私は聞いてます。

○8番(西原強志君) 戸別訪問は戸別訪問ですよ。

(「議長、やり取りをしっかりと整理せんといかん」と呼ぶ者あり)

○8番(西原強志君) 戸別訪問については、実際、各家庭に回るということ。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 戸別訪問、各家庭に回るとは、これは公職選挙法でいう第138条第1項第2項で禁止されている行為であります。その公職選挙法にあたかも違反しているようなこういう質問に対しては、私は看過できません。私の名誉にかけて、これについていつでもどのように戸別訪問をしたのか、具体的に私はお答えしていただきたいというふうに思っております。

○議長(永野裕夫君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) 私は、先ほど申し上げましたように、そういうことを市民の方から伺ったので、市長が実際やりようかどうか、そのことを今、この席で市長に質問しよう。してないなかったらしていないでいいですよ。そういうことです。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長（泥谷光信君） ただ、事実確認が立証できないような事案を出して、うわさ・デマ・中傷のような類の質問が果たしてこの議会の場でふさわしい議論なのでしょうか。このことについては、ぜひ、議会運営委員会でのご審議を願いたいと思いますが、よろしくお願いします。しておりません。公職選挙法に違反するような行為は断じてしておりません。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。  
(8番 西原強志君発言席)

○8番（西原強志君） ある部落で回りよったと。戸別に回りよったということですので、そのことについて事実確認をこの席でさせてもらったということでもありますので、何らかの疑義はないと思います。

○議長（永野裕夫君） 以上で、反問の発言を終わります。

なお、ただ今市長より提案されました反問の案件につきましては、議会運営委員会において審議をお願いをいたします。

以上で、反問権を終わります。タイマーを再開いたします。

8番、西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番（西原強志君） 市長がただ今、反問権を行使して、私に対する質疑質問がありました。そのことは理解はするところであります。

引き続きまして、市長にお伺いいたします。

市長の職務は、先ほど市長からも出ましたように、土曜、日曜及び祝日、また時間外を問わず職責を果たしていることは自他とも認めるところであります。この忙しい日々の中において、市長としての職責を果たしていることは承知していることであります。

市長の行動につきましては、市民だけの市長ではないというように私は捉えております。市長の行動については、いろいろと市民の皆さんが知るようになるかと思えます。1万5,000人の市民の代表である市長です。市長から今、答弁いただきましたが、そういうことは一切ないということではありますが、市長の行動については市民の皆さんが承知しているところであります。私は公職選挙法違反とか、そういうことは言った覚えはないし、そういう行動があったという話を聞いたので今回の質問をさせてもらったのでありますので、それはご理解をいただきたいと思えます。

次にお伺いいたします。

市長からそういう行動があったのであれば、やはり当然、市長としては慎むべきところは慎んで、今後の市勢の発展のために尽力してもらいたいという気持ちは私も議員である前に、1人の市民でありますので、その辺についてはご理解をいただきたいところであります。



次に、職員の意識改革と職員研修についてであります。

市庁舎の耐震補強に係る工事も3月で竣工予定となり、庁舎に入った正面には、市民と一番かかわりのある市民課を設置し、市民から親しまれる市の庁舎として改修されました。来る4月からは証明事務については、役所の窓口の一元化により実施されることは、市民にとって証明事項はこれまで他の課への窓口へと行って済ましてきましたが、担当職員が窓口へ出向き対応するなど、市民課の窓口で済むことになりましたことは、喜ばしいことであります。

しかし、一方において、市長に就任してから、今年の6月で2年となり、任期でいえば、折り返し地点に入るところであります。この2年間、数々の行政事務のミスをはじめ、不祥事が発生したことは言うまでもないことであります。

この間におきた行政事務ミス及び不祥事等を改めて申し上げますと、1つは新規採用者の初任給の格付けの誤りにより、該当者への過去にさかのぼっての返済しなければならない問題、1つは、職員の退職に対する退職金の計算誤りにより返済金の問題、1つは固定資産税の課税の減免措置を怠ったため、市民への過去10年間超過しての徴収していた課税ミスの問題、また、昨年のおきましました市職員が勤務中において、公用車で畑を間違えたとしての大根収穫の問題、また、あつてはならない問題として、市の管理職が少年と飲食していた問題等々、以上、述べましたように、数々の不祥事がこの2年間で発覚し、発生しているところであります。全て泥谷市長の就任してからの発生した事件ではないにしても、ご承知のとおり、行政事務は継続され、推進されておりますが、大きな問題であります。トップとしての市長の責任は重大であると考えているところであります。

このような事件が起これば、市民の行政への信頼が揺らぐことは否定できないところであります。全ての職員は、市民福祉の向上と市勢の発展のため、日ごろから職務に精励している中で不祥事であり、まことに遺憾としかいいようのない事件であります。

以上、述べたように、市長が就任してから約2年間において数々の不祥事等が起きております。市民への信頼回復を図らなければならないと思うところであります。

はじめに税務課長にお伺いいたします。

先ほども申しましたように、固定資産税の減免措置の課税ミスによる返還金の処理状況はどのように行われてきたのか、経過等も含めて、件数及び返還金額等についても答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 税務課長。

（税務課長 野村仁美君自席）

○税務課長（野村仁美君） お答えいたします。

固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例適用漏れによる課税誤りの返還金の現在までの処理状況は、さきの12月会議での補正予算の議決後、1月より訪宅が不要との申し出の方

を除く対象者宅全戸へ謝罪と説明にお伺いをし、了承を得た上で還付処理を行っております。

件数と金額につきましては、経過措置により平成21年度から平成25年度において5年間のみ返還していた方への追加の返還も含めて30件。金額は納税者からの算定資料による返還金を含めて、合計で固定資産税が541万2,700円、国民健康保険税が49万1,800円となっております。

2件の方につきましては、還付請求書を近日中に提出していただける予定となっておりますので、全ての対象者への還付処理が完了することとなっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長の説明では、全ての方に還付すると。完了するということですので、了解いたします。

次に、総務課長にお伺いいたします。

先ほど申し上げました不祥事等による市民への信頼回復を図るには、職員研修は必要不可欠であるところであります。職員研修をどのように行ったか、また、今後、どのように行おうとしているのか、答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

市民の信頼回復を図るための職員研修ですが、二度と事務処理等の不祥事を起こさない目的で、さまざまな種類の職員研修を受講しております。

本年度については、以前に発生しました契約事務の不適切な事務処理があり、契約事務基礎研修を実施し、41名の職員が受講をしております。

また、一般的研修、専門分野の研修、階層別研修等を含めまして、現在までに本年度、51の研修に延べ437名が参加をしております。

平成27年度以降も、市民の信頼回復と職員のスキルアップを目的にさまざまな研修を職員が受講できるように努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長が、職員研修については、今後も引き続いて実施するということですので、よくわかりました。ありがとうございます。

引き続き、総務課長にお伺いいたします。

新規採用者の初任給の格付けの誤りにより、該当者に対しての過去にさかのぼっての受給した給与等についての返済金についてであります。経過とその後の処理はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

新規採用職員の初任給の格付けの誤りに気付いた経過ですが、平成26年4月1日付、採用予定の初任給の格付けに当たり、前年度を参考にして、土佐清水市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則で、初任給の格付けを確認したところ、前年度の格付け誤りに気づき、さかのぼって確認をしたところ、平成21年4月1日採用以降、10人の格付け誤りがありませんでした。

内訳といたしましては、市からの過払いによる返還職員は7名分、過払い金合計で49万1千186円、また支給不足で市からの支払職員は3名分、支払金合計13万5千023円となっておりますが、労働基準法第115条により、労働者から使用者に対する賃金請求権の消滅時効期間は2年との定めがあり、時効部分に係る金額が6万6千316円ありますので、市からの支給不足職員への支払額は3名分で、6万9千470円となっております。

その後の処理といたしましては、一人ひとり間違いないことについての謝罪と、返還義務等について詳しく説明し、10名全員に承諾をいただき、支払いについては返還金額により個人に無理のかからない方法で行っております。

3人の職員についての市からの支払金額6万9千470円については、平成26年6月20日に一括払いをしております。また、市の過払いにより、返還する職員は現在7名のうち2名は完済をしており、5名については給料及びボーナスでの分割払いをしております。最終の支払者は平成30年11月分の給料で完済となります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 今、課長から詳細にわたっての説明がございました。職員に支払いをされたということですので、また最後の完済については、30年に終わるということですので、理解いたします。

引き続き、総務課長にお伺いいたします。

職員の退職者に対する退職金の計算誤りによる返済金の問題について、経過とその後の処理

はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

退職金の支給誤りの経過とその後の処理ですが、本人より平成25年5月24日付で退職願の提出があり、平成25年6月30日付で退職をしております。

平成25年7月16日に振り込みにより退職金817万8,091円を支給しております。その後、平成25年10月7日に、土佐清水市職員の退職手当に関する条例第3条第2項の規定による勤続期間16年以上19年以下の者に対する支給率100分の90及び第6条の4項、第4号の規定による勤続期間10年以上24年以下の者に対する調整額2分の1が未適用であったことが判明し、退職職員に誤りの詳しい説明と謝罪をし、平成25年11月21日付で退職手当支給額の変更決定書（返還請求額131万8,209円）を送付しております。

また、その後も、当時の総務課長及び人事係長が本人に数回にわたり、訪宅や電話により説明や謝罪し、退職金返還のお願いをしております。

私が総務課長になってからも、電話や就労場所である四万十市に行き、誤りについて説明と謝罪をするとともに、民法第703条の不当利得の返還義務について説明もしております。

しかしながら、本人は納得していないとのことで、弁護士と相談し、連絡をするとのことでしたが、連絡が全くなく、こちらから本年2月10日までに幾度となく携帯電話に電話するも出ない状態となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長の説明はよくわかりました。1件131万8,000円、それがまだ支払いされていないというような答弁をいただきました。

やはりこの件については、いろいろ問題があるかと思えますし、本人についても市の対応は十分であったか、その辺はちょっとわかりませんが、対応した中でそれぐらいの額がまだ支払いされていないというような状況でありますので、今後、課長としてこの件についてどのように対応するか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司君自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

本課としても、できれば3月中に訪宅し、支払いに応じない場合は、返還命令書を送付し、

なお、支払いがなければ、訴訟を起こす方向で進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長から、支払いがない場合には訴訟を起こしたいというような答弁でありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市長にお伺ひいたします。

市長が就任してから、約2年間、先ほど申し上げましたように、数々の不祥事等が発生いたしました。市民への信頼回復を図るには、職員の意識改革が必要と考えますが、どのようにして信頼回復に向けて取り組んでいくのか、答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私が市長に就任してから、大変不祥事が続くというご指摘でございますが、就任以前の件も含めて、今、市長である私に全面的に責任があると思っておりますので、みずからの襟を正して、これから行政に当たっていきたいというふうに思っております。

先ほど、総務課長から答弁ございました。

職員の意識改革に必要なのは、やはり研修を継続的に実施していくほかないというふうに考えております。今後も、職員みずからが再発防止の意義を理解し、これを遵守するという強い意志を持つことが必要と考えておりますので、定期的かつ反復して研修を行っていきたいと考えております。

また、こういう不祥事を起こした職員については、厳重に処分をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 市長のほうもそうふうなことで取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目の介護保険法の改正と介護保険報酬の改定についてお伺ひいたします。

昨年6月に医療法や介護保険法の改正を一本化した地域における医療・介護総合確保推進法が成立し、これより介護保険制度が改正されました。

今回の改正は、昨年12月に成立した社会保障制度改革プログラム法において盛り込まれた内容を具体的化するもので医療・介護等の連携のもと、高齢者が住みなれた地域で生活を送る

ことを目指し、地域包括ケアという考え方に基づくサービスや日常生活支援体制の整備充実を図るとともに、費用負担の公平化、保険料の上昇を抑える観点から改定されたものだと伺っております。

はじめに、健康推進課長にお伺いたします。

介護保険法の主な改正点について答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

介護保険法の主な改正点としては、介護予防訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行を含めた訪問型サービス、通所型サービスなど、多様なサービスを行う介護予防・日常生活支援総合事業、支援を必要とする住民の在宅生活の継続を推進する在宅医療・介護連携推進事業、認知症初期集中支援や認知症地域支援推進員による認知症対策の推進並びに生活支援サービスの基盤を整備する生活支援サービス体制整備事業が挙げられます。

また、特別養護老人ホーム新規入所者について、原則要介護3以上とする。ただし、要介護1、2でも単身世帯や家族等による支援が困難な場合等は、入所可能です。そのほか、介護サービス利用の自己負担について、65歳以上の被保険者のうち、合計所得金額160万円、単身で年金収入のみの場合は年収280万円以上の場合、2割負担となります。

ただし、世帯としての負担能力が低いケースに配慮するため、合計所得金額が160万円以上であっても、年金収入に合計所得金額から公的年金等控除額を控除した負担額を除いた額である、その他の合計所得金額を加算。単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担へ戻すこととする取り扱いとなります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 主な改正点についてはよくわかりました。

引き続き、健康推進課長にお伺いたします。

介護報酬の引き下げに伴う本市の介護施設への影響はどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

介護報酬につきましては、介護報酬改定率が2.27%引き下げられます。このうち、施設サ

ービス分は0.85%の引き下げとなります。

介護報酬改定で、基本報酬が引き下げられますが、新規加算である看取り介護加算や日常生活継続加算の増額、並びに介護職員処遇改善加算など、加算の引き上げもあり、介護施設の経営にとっては一定の影響はあるものの、介護施設の経営が厳しくなるなどの大きな影響はないのではないかと考えております。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ありがとうございます。よくわかりました。

次に、介護報酬改定に伴う介護保険料はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

介護保険料については、介護療養病床が他施設に転換したことや介護報酬の引き上げ等により、第1号被保険者の介護保険料月額基準額がこれまでの5,480円から4,850円と630円減額されます。また、第1号被保険者の介護保険料所得段階が7段階から9段階に見直されることで、基準となる所得が細分化されることや、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の低所得者に対する保険料軽減について、国庫補助金による公費軽減が図られることから、第1号被保険者の負担は軽減されることとなります。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） どうもありがとうございます。

次に、特別養護老人ホームしおさい園長に次の何点かの事項について質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

皆さん、ご承知のとおり、特老しおさいは、昭和48年4月に幡多広域市町村圏事務組合立により、施設の建設を行い、土佐清水市が事業主体で開設し、以来管理運営を行ってきたと承知しております。

現在、しおさいの施設は平成6年に現在のところに建設し、20人の定員増を図り、100人の定員により施設の改築をされたところであります。

しおさいの現況はどのようになっているのか、園長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えいたします。

しおさいは、平成7年4月1日から現在の場所に改築移転をしております、今年で20年目を迎えます。

この間、設備や備品については、随時、修繕や買い替えをしてまいりました。空調設備や電気系統、備品の修繕料として過去3カ年を見ますと、年平均370万円ほど、同じく備品購入費は年平均223万円程度となっておりますが、施設・設備・備品ともに経年劣化が進んでおりまして、今後はますます費用は増加してくるものと思われまます。

次に、利用者の状況についてでございますが、3月1日現在、しおさいの本入所者は100名で、うち男性が22名、女性が78名、全体の平均年齢は85.6歳となっております。

要介護度別では、要介護1が1名、要介護2が6名、要介護3が18名、要介護4が29名、最も重度であります要介護5が46名となっており、平均要介護度は4.13、要介護4と5の割合は全体の75%となっております。

また、利用者お1人当たりの平均入所日数は3年5カ月となっております、入所待機者については3月4日の時点で待機者が23名となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 施設については老朽化が進んでいるというようなことをいろいろと答弁でありました。ありがとうございます。

次に、介護保険法の改正により、特別養護老人ホームの新規入所の対象につきましては、先ほど、課長の説明がありましたので、省略させていただきます。

次に、今後の入所者への影響と現在入所されている方、どのような状況なのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えいたします。

制度改正による現在の入所者と新規入所者への影響ということでお答えしたいと思います。

現在、しおさいには、先ほど述べましたように、要介護1が1名、要介護2が6名入所しておりますが、今回の見直しでは、既に入所している場合は、引き続き継続入所を可能とする経過措置を置くとなっております、退所の心配は全くございませんし、要介護1、2の軽度の要介護者につきましては、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に特養への入所を認めるとされております。このやむを得ない事情とは、身寄り



が誰もいないとか、介護者が高齢であるなど、自宅での生活を続けることが困難な場合や、家族等による虐待が深刻で、心身の安全・安心を確保するため、あるいは認知症高齢者で常時の適切な見守り、介護が必要などがあると思われま

す。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ありがとうございます。

次に、経営改善検討委員会の構成メンバーということで伺いするようになっておりましたが、時間の都合で省略させていただきます。

次に、経営改善検討委員会より市長へ、報告した事項についてお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えいたします。

昨年12月11日の委員会、検討事項報告書の中で、しおさいの経営がひっ迫している主な原因として、人件費が歳出の8割を超えていること。2つ目に入所者の高齢化、重度化が進み、体調不良で入院される方が多く、歳入の減少を招いていること。3つ目に築19年が経過をしており、施設、設備、備品ともに老朽化をしておりまして、買い替え、修繕料が増加していること。以上の3点が挙げられております。

これらの現状を踏まえ、委員会のまとめといたしまして、人件費削減という最大の課題を解決できない限り、独立採算で経営することは不可能である。人件費削減が困難なのであれば、当市で唯一の特別養護老人ホームとして、運営を継続するためには、一般財源から繰り入れをするか、民営化しないと報告をいたしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） しおさいの運営は、検討委員会においてもなかなか厳しい状況であるというように市長のほうに報告されておるようであります。内容はよくわかりました。

次に、基金の状況についてであります。質問では過去5年間とっておりましたが、22年と26年の末でお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） 基金の状況についてお答えいたします。

平成22年度末で1億7,221万7,485円、平成26年度末見込みは5,683万42円となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） よくわかりました。22年度においては1億7,000万円、26年度は5,600万円ということの答弁いただきました。基金を取り崩して運営管理に当たっているというような状況であります。27年度の収支で計算してみますと、あと27年度に基金を充当すれば、あと1年しかもたないというような状況のようであります。よくわかりました。

それから、当然、基金で今までずっとしてきておりますので、一般会計からの繰り入れというものはしないと思いますので、この件についても省略させていただきます。

次に、平成26年度の収支見込みについてお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えいたします。

平成26年度の決算見込みにつきましては、指定介護老人福祉施設事業、これは本入所の分ですが、今議会での補正分を含めまして、歳入歳出4億1,573万7,000円の見込みです。

なお、歳入の基金繰入額は、3,657万1,000円の見込みとなっております。

次に、介護サービス事業、これはショートステイ分ですが、こちらも本議会での補正分を含めまして、歳入、歳出、4,442万円の見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 今、園長の説明では、26年度の決算見込みが4億1,573万7,000円の見込みであるという答弁いただきました。基金からの繰入金は、3,657万1,000円ということでありますので、実際、3,600万円余りが26年度の赤字というような状態になります。よくわかりました。

次に、今後、しおさいの施設運営を行うためには、どのような課題があるのか、先ほど、報告の中で出ましたが、再度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） しおさい園長。

（しおさい園長 中島東洋君自席）

○しおさい園長（中島東洋君） お答えいたします。

先ほどの検討委員会報告内容でも申し上げましたように、しおさいの経営がひっ迫している主な3つの原因、人件費が歳出の8割を超えているということ。そして入所者の高齢化、重度化が進み、体調不良で入院される方が多くて、歳入の減少を招いていること。3つ目の築19年を経過して、設備、施設、備品ともに老朽化が進んでおり、買い替え、修繕料が増加していること。これらの3つがしおさいの経営、運営をする上での課題であると考えております。以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 今、園長から3点について報告をいただきました。

職員の人件費の占めている割合が8割以上であると。それから入所者の高齢化、重度化によって入院される方が多い。それから施設の老朽化ということで、3点を挙げております。

本当に経営についても、それから入所者の現状についても、現状から見た場合に、厳しい状況には変わりないと思うわけであります。よく課題についてはわかりました。ありがとうございます。

次に、今後の施設運営について市長にお伺いをいたします。

市長は、昨年12月会議において、しおさいの運営の方向性について提案理由説明の中で説明がありました。基金の取り崩しを余儀なくされている現在の運営状況を考えたら、指定管理者への移管など、聖域を設けることなく改革を断行するとの決意を述べられているところであります。

園長より、しおさいの運営等に係る答弁がありましたように、今後のしおさいの施設運営については、人件費の占める割合が非常に高く経営を圧迫している状態で、施設の老朽化の問題等々、今後の施設運営を行う上で、非常に厳しい状況であるとの認識をされているところであります。

今後、施設運営を行う上に、どのように考えているのか、市長の所信を求めます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど、しおさい園長が答弁しております。12月にこの経営改善検討委員会、これ民間の方も委員に入っていて、この経営の中身について洗いざらい、本当に議論をした経過がございます。

その経営改善検討委員会の取りまとめを受けて、行政改革推進本部より検討事項最終報告書が1月13日付で私のほうに提出をされました。この答申の中でも、今、しおさい園長が言ったように、経営を圧迫している最大の要因は、人件費率が80%を超えるという余りに高い人

件費であり、人件費削減という最大の課題を解決できない限り、独立採算での経営は不可能と、こう結論づけております。

一般財源を投入するのか、民営化しか方法はないとの結論でもありました。この結果を受け、民営化を視野に入れるとともに、職員の処遇も含め、今後の方策について課題を1つ1つ整理しながら検討してまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ただ今、市長より答弁がありました。人件費等については、厳しい状況であるということと、それから独立採算については、現状から見た場合には厳しい状況にあるということ、また、民営化を視野に入れて、市長の考えとしては取り組みたいということがあります。

12月の考えとは当然変わってないわけではありますが、私、一番思うのは、しおさいに勤務されている職員40数名の方の今後の、民営化にするにしても、指定管理に移行にするにしても、職員の処遇が一番でなかろうかとそのように思っております。

ぜひ、その件については、特に配慮をお願いしたいと思うし、仮に指定管理者に移行、民間に移行するにしても、その辺が一番問題視されるのではないかと私は考えております。

今一度、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） そういった課題も含め、一つ一つ整理して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 以上をもちまして、全ての質問を終わりますが、最後になりましたが、今議会を最後に退職をされる管理職の皆さんをはじめ、3月末で退職される職員の皆さん、本当に長い間ご苦勞さんでございました。在職中は、市民福祉の向上と市勢の発展のために尽力されたことに対しまして、この場をおかりいたしまして、衷心より感謝とお礼を申し上げます。私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。2時10分、再開をいたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 2時10分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告をいたします。

ただ今、2番岡本 詠君より、一般質問に関連した資料配付についての申し出がありましたので、会議規則第157条の規定によりこれを許可し、皆様のお手元に資料を配付しております。

引き続き一般質問を行います。

2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 皆さん、こんにちは。まず、議長には、資料の配付について許可していただき、ありがとうございます。

前回に続いて、清水の未来につながる住みよいまちづくりの一端となりますよう、その思いを込めて一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の中学校のスクールバスの運行区域についてですが、学校教育課長にお伺いをいたします。

現在の中学校のスクールバスの運行状況について、地区別の生徒数とバスの利用者数をお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） お答えいたします。

7路線で運行しており、布から21名、市野瀬から14名が利用、足摺岬から18名、爪白から17名、平ノ段から22名、大津から14名、宗呂・有永方面から6名の計112名が利用しております。

該当する生徒数も112名であり、利用率は100%であります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解いたしました。

それでは、津呂・大谷地区の生徒への対応は、現在、どのようになっていますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。

（学校教育課長 山本 豊君自席）

○学校教育課長（山本 豊君） 統合当初は、旧清水中学校区内はスクールバスによる対応は

しないとのことでありましたが、窪津・津呂地区から陳情書から提出され、再三検討を行ってまいりました。

最終的には、学校全体が2キロ以上移動していることから、見直しは必要と判断し、その基準を統合するバス輸送をしている中でもっと短い距離にあるパル前のバス停から下益野間の距離7.7キロとしました。

津呂・大谷地区が該当しましたが、費用等検討する中で、西南交通にもご協力をいただき、バス停を中学校に新設し、時間も通常のスクールバスの時間帯に合わせていただきました。

平成25年12月から、市が定期代を全額負担し、路線バスによる通学を行っております。以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。  
(2番 岡本 詠君発言席)

○2番（岡本 詠君） 津呂と大谷という地区は、本当に遠くて、途中の道の街頭とか、民家も少ないですので、安全面を考えても妥当な対応だと思いますので、続けていただければと思います。

それでは、少し遠い窪津、中浜、大浜、大岐地区の生徒への通学費の支援などはありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 学校教育課長。  
(学校教育課長 山本 豊君自席)

○学校教育課長（山本 豊君） 中学校の場合は、パル前のバス停を基準とし、バス停間の距離5キロ以上から通学する生徒に対し、通学費の一部支援を行っております。

窪津地区が2名、中浜・大浜地区15名、大岐地区が5名、計22名に支給をしております。以上です。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。  
(2番 岡本 詠君発言席)

○2番（岡本 詠君） 通学費の一部支給があるということで、何も援助していないわけではないようですが、教育長にお伺いをいたします。

文部科学省のホームページによりますと、適正な学校規模の条件の中に、通学距離が小学生はおおむね4キロ以内、中学生はおおむね6キロ以内とあります。

さきの窪津、中浜、大浜、大岐地区などの中には7キロを超える生徒もいたり、地理的にきつい条件の場所の生徒もおります。

これらの地区の保護者等から、スクールバスの利用について要望が出た場合、どのような対応をとられるのか、お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

現時点では、基準となる範囲内でありますので、現状の支援以上の支援は考えておりません。ただ、しかしながら、通学に支障のある障害があったり、通学に著しく危険を伴うなど、特殊な事情があれば、考慮はしたいと考えております。

スクールバスについては、片道は空車で市民の皆様方からもご意見もあるところです。今後、清水小学校統合時の送迎も含め、路線バスとの混乗による市全体の公共交通に対する経費削減と有効活用を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 状況に応じて対応をとっていただけるということで、困っている家庭なり、生徒に対しては、ちょっと配慮いただければと思います。

また、時代の変化に伴い、生活環境も変わってきております。中学校の統合を経て、時間もたつて、さまざまな意見も出てきているようですので、通学距離については旧校区が7キロやったと思うんですけど、旧校区の範囲というのが以前あって、清水中学校の校区の人は自転車なり、自力の通学になっていると聞いたんですけど、そのあたりも状況に応じて見直してもいい時期に来ているのではないかと思います。このスクールバスの送迎1つで、大きな子育て支援にもつながりますので、ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

1番目の質問に関しては、これで終わります。

2つ目の総合窓口についてですが、質問では総合窓口って何ですかということですけど、どのようなものなのか、企画財政課長にお伺いをいたします。4月1日から設置される総合窓口についてですが、この窓口を設置することによって、市役所がこれまでとどう変わるのか、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） お答えいたします。

総合窓口につきましては、平成25年度から2年間、行革推進本部会議の中で検討を行いまして、来客数が最も多い市民課に現在の受付業務を統合して、正面玄関に配置することで、利便性の向上を図ることといたしました。

去る12月18日、19日の総務文教・産業厚生両常任委員会、また1月15日の全員協議

会でもご説明をさせていただき、今月号の広報にも掲載をしていますが、来月からはこの総合窓口としての機能を有することとなる市民課の窓口業務を拡大をしまして、これまで税務課と収納推進課で交付をしていた証明書、具体的には納税証明、課税証明、所得証明、資産証明であります。これらの証明書は、市民課でも交付できることとしております。

また、市民課横には、来客者対応スペースを設けておりまして、市民課所管の業務以外のことでも、基本的に来客者を移動させずに、担当課職員がそこへ出向いて対応することとするなど、市民目線に立ったサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

例えば、企画財政課所管で申しますと、高齢者の運転免許を返納された方に対するタクシーや買い物チケットの助成を受けるために、総合窓口申請に来られた場合、企画財政課の職員が総合窓口に出向いて、手続をしていただくことなどが考えられます。

なお、4月から試行的に半年間、市民課の一部業務、住民票、印鑑証明、戸籍謄本・抄本の発行業務であります。それらの業務につきまして、祝祭日を除く月水金曜日の午後7時まで、業務取扱時間を延長することとしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 来庁された市民の人の要望に応じて、総合窓口のそばで対応していただけるということで、親切な対応になっていいのかなと思うんですけど、その分、2階から降りてきて対応されるのも大変な業務ですので、頑張ってくださいと思います。

引き続き、企画財政課長にお伺いをいたします。

市民課が総合窓口となり、受付案内業務も兼任されるということでもよろしいでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） 従来の受付業務を、来客数が最も多い市民課に受付業務を統合して、正面玄関に配置しますので、これまでの総合受付というものはございません。なくなります。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解です。受付がなくなるということは、きのうの市長の答弁で理解はしているんですけど、なくなることで総合受付のほうがそういった案内の業務も兼任されるのかどうかということで、教えていただければ。



○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） そのとおりでございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解しました。

市民課の方はなかなか仕事が大変だと思うんですけど、また仕事がふえて大丈夫かなと思うんですけど、市民サービス向上のため頑張っていたいただければと思います。

次に、総合受付はありますかについてですが、今言ったとおり、聞いたとおりで無いということですので、これについては無いということに理解はしておりますが、市民課がその受付業務を行うということであります。総合受付に代わる看板や目印などは置かれるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君自席）

○企画財政課長（早川 聡君） 現在、1階の課の配置替え、移動が終わっておりませんので、新たな看板等を設置はしておりませんが、市民課、特に総合窓口にはわかりやすく尋ねやすい看板を設置するように検討しております。

また、庁内の看板につきましては、1階、2階とも統一性をもったものに変更する予定であります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解しました。

看板を見やすくされるということで、ちょっと看板の件で余談になるんですけど、これ長岡市だったと思うんですけど、話を聞いたときに、総合窓口の案内看板も、何々課とか、市民課とかいう感じではなくて、わかりやすい目的別の表示に変更されてきているようです。

例えば、証明書発行窓口という感じで、何々窓口とかって、そこでは住民票、戸籍、印鑑登録証明や税関係証明などという感じです。市民にとってわかりやすく、使いやすい総合窓口になるよう、ご検討いただければと思います。

次に、副市長にお伺いをいたします。

日々、生活をしていきますと、身の回りでさまざまな問題が起こってきます。市政の分野でお話をしますと、何か起きたときに、これは市政が関係する問題なのではと思い、まず市役所に

電話をかけるわけですが、最初に用件を言って相談をすると、何々課につながますと言われ、電話をつないでいただいて、その先でまた同じ説明を1からする。そしたら、たまたま違う部署だったのか、それは何々課ですということで、違う部署にまた回され、その先でまた1から説明して、やっと担当者につながり、また1から説明すると。そしたらその問題は県の管轄なので県のほうに言ってくださいというふうなことを言われたという話を聞きました。俗にいうたらい回しの状態ですけど、これが縦割り行政の悪いところではないかと思います。

そこで、興味深い取り組みをしている自治体がありましたので、ご紹介をしたいと思います。

愛知県の豊川市役所ですが、ご案内おまかせバイブル（各課等業務概要）ということで、先に配ってます資料の1枚目なんですけど、これそのまま読みますと、目指せコンシェルジュ！「ご案内おまかせバイブル」ということで、本誌作成の目的、豊川市では「おもてなCityとよかわ2014」の一環として、職員が担当業務だけでなく、他課を含めた市役所全体の業務を把握し、市民の方を適切にご案内できるよう、「全職員コンシェルジュ化」を推進しています。

「目指せコンシェルジュ！」全職員コンシェルジュ化の推進については、平成23年度から実施しており、職員のコンシェルジュのような接遇を促進するよりよい接遇を目指す職員をサポートするため、本誌を作成しました。

本誌は、毎年度更新することで、組織の変更等に対応するほか、職員が活用する際の利便性向上を図っています。本誌を多くの職員が活用することにより、市民の方へは今まで以上に適切なお案内が可能となるほか、市役所のロビーや廊下でお困りになっている市民の方に対し、職員から進んで声かけや案内をしやすくなります。

本誌の内容、市民の方から質問の多い業務がどの部署の担当業務であるか、速やかに確認できるように、各部署の業務内容や連絡先等を簡潔にまとめています。

本誌の特徴。本誌は単に「マニュアルを整備しただけ」とならないよう、「職員にとって使いやすく、実効性のあるもの」とすることに重点を置いて作成しています。

本誌の特徴は、各部署の業務をもれなく、事細かにまとめるのではなく、市民の方から質問の多い業務に的を絞ってまとめている点です。

また、キーワードとなる語句による50音順の索引をつけることにより、職員にとって使いやすいものとなっています。

職員がコンシェルジュのような接遇を目指す上で、常に手元に置いておくことで、非常に役に立つと考えています。

ということで、これはすごいなと思ったんですけど、ちょっとコンシェルジュという言葉について、補足というか、説明させていただきます。

コンシェルジュというのは、ホテルの職域の1つで、宿泊客のさまざまな相談や要望に応えるよろず承り係。航空券や喜劇のチケットを手配したり、道案内やレストランの紹介をするのはもちろん、時には人探しやもの探しなど、あらゆる要望を承り、究極のパーソナルサービスと言われる。顧客一人ひとりに応じたきめ細かいサービスが注目を集め、今ではホテルのみならず、観光案内所や駅、百貨店、病院など、多くの業界、企業にコンシェルジュという制度が広がっている。コンシェルジュにはご要望を心でくみ取る豊かなホスピタリティとそれを具現化するための経験に裏打ちされた確かな知識が必要です。

というのがコンシェルジュということで、豊川市にちょっと電話で聞いたところですけど、市の職員の中から市民から聞かれたときに、どの部署につなげばいいのかわからないときがあり、困ったとの意見や、また一発で聞かれて、一発で担当部署につなぎたいとの声があり、こういったツールが求められ、接遇向上キャンペーンの取り組みの中で、これを始めたそうです。

こういったような市役所全体の接遇アップを目指し、職員一人ひとりが市民からの問い合わせの初動に対して、正確な対応ができるような取り組みをしたらどうかと思いますが、ちょっと長くなりましたけど、副市長、いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 岡本議員からコンシェルジュを置いたらどうかということで通告を受けまして、私も豊川市のネットを見させていただきました。

今、ご案内あったおまかせバイブルというような、こういう冊子です。これは本市でも事務分掌表というのを庁内、職員向けに各係ごとの仕事の内容をまとめたものがございます。それをもう少し詳しくして、ご案内もございましたけれど、一番最後にあいうえお順で検索できるようになっています。これを私、見させていただいて、大変いいなと。今、事務分掌表をもう少し詳しくして、最後に仕事ごとに検索できるようなものがあれば、これは職員にとってもなかなかありがたいなというふうなものと思っております。

当初、一番最初に指摘受けましたように、公務員は縦割りの行政で自分の所以外の仕事内容は余り関係ないと。ほかに回すというのが今までも多く、私の役所人生の中で指摘されてきております。それは職員みずからスキルアップして、庁内の仕事をどう把握していくかというのは、一番の課題だと思うんですけど、ある程度の年数がたってくると、庁内幾つかの課を仕事で勤めていくと、ある程度わかってきますけれど、入ってまだ年数が浅い職員等は、なかなか庁内全体、20近くある課の中でどの係がどういう仕事をしているかというのは、本当にわかりづらい部分があります。

特に、受付業務、それから電話の交換業務に携わっている職員は、やはり一番、そういう庁

内の仕事を把握して、住民に対応していくのが本来の職員のサービスといたしますか、住民サービスにつながるとおっしゃいます。

今回、総合窓口、今、企画財政課長が答弁したように、この4月から正面玄関にわざわざ増築して、市民が一番最初に目につくところに、総合案内と総合窓口を兼ねたところを設置して、住民サービスにつなげるということで、市長のほうもきのうも話したように、職員みずから一人ひとりが、岡本議員が言われるようなコンシェルジュになるとそういう思いで、この4月からスタートしたいとおっしゃいますので、その点をご理解していただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解です。接遇サービス向上に向けて取り組まれるということで、本当にありがたく思います。

一応、自分なりの思いがありまして、総合受付は設置しないということなんですけど、現時点、今、看板が立ってないので、ちょっと迷われる人もいるという、そういった原因があって、そういうことなのかなとは思いますが、もしスペースなり、そういった人事なり、可能であれば、正面玄関入って目立つあたりに、市の全般にかかわる案内や取次を行う、また市民課の初動の相談等を行う総合案内を置いて、市民が何を求めているかを正確に聞き取り、担当部署に正確に伝え、市民が担当部署に行ったときには、担当者が内容の確認をするだけで適切な対応ができるようにする、何回も言って申しわけないですけど、コンシェルジュのような部門を置くべきではないかと思っております。

それでも、今のところ置かないんですね。一応、答弁お願いします。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 何度もなりますけれど、要は総合窓口が総合受付を兼ねた業務を職員がするという事ですので、証明業務を今まで市民課でやってきた、税務課でやってきたものをそこに行けば、その部分は1カ所でできると。また、別の業務についても、この業務はこの課の担当がしているので、そこから電話して来ていただいて、職員をその場にこらして、そこで説明すると。なかなか市民課の横で全てが完結できるとは私も思っておりません。課に行ってもらわないといかん部分もあると思っております。それはそのときでしょうがないといえますか、説明ができない部分については、ご足労を願って課に行ってもらうこともあるかと思っておりますが、極力、市民課の窓口に来た時点で、できる限りそこで完結できる、ワンストップサービスを今後、目指していきたいと思っておりますので、それには職員のスキルアップを図っていかないとけないと思っております。こういうふうな冊子もぜひつくって、特に窓口における職員、それか

ら先ほど言いましたけど、交換している職員、そういう職員については、特に研修を重ねていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 2番 岡本 詠君。

（2番 岡本 詠君発言席）

○2番（岡本 詠君） 了解しました。

僕が思っていることが総合窓口の全般でできて、なお、市民の方を2階に上げずになるべく済むような対応をしていただけるということで、よくわかりました。いいと思います。

それで、今、解決したのでやめますけど、2枚目の総合案内の資料があったんですけど、これはまた参考までに暇なときでも目を通していただければと思います。

ちょっと早いですけど、以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明3月11日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時38分 延 会